

平成 27 年 10 月 13 日

厚生労働省
労働基準局長 岡崎 淳一 様
大臣官房審議官（労災担当） 吉本 明子様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 妻屋 明

障害（補償）年金受給者の再発時の取り扱いと
介護保障給付について（要望）

1. 障害（補償）年金から傷病（補償）年金への切り替えを手続きをスムーズに

脊髄損傷で障害年金受給者が、脊髄損傷の併発した疾病が再発した場合、傷病年金へ切り替えること。

<説明>

脊髄損傷で障害（補償）年金を受給している者が再発の手続きを求めた場合に、
「ともかく一度休業（補償）給付に切り替える、その場合介護（補償）給付は受給できない」
と労働基準監督署から言われている現実があります。

とりわけ「介護（補償）給付は受給できなくなる」ことがネックになって、再発であるにもかかわらず
労災保険処理がなされず、結果、業務上の傷病の療養の経過とし労働基準監督署に把握されないために、
後に死亡した際の遺族補償の取り扱いにも影響を及ぼしています。

労災年金福祉協会作成「平成 15 年版わかりやすい労災年金のしくみと手続」では以下のように説明さ
れている（21 頁）。

「『再び療養が必要となった場合』には、『療養のために就労できない場合で、傷病等級の第 1 級～第
3 級に該当するときは、傷病（補償）年金、それ以外のときは休業（補償）給付』。

こちらの説明の方が正しいと考えますが、いかがでしょう。

「せき髄損傷に併発した疾病の取扱いについて」や各種労災保険給付の請求手続等のリーフレットに、
このような説明を明記・周知していただきたい。

現実の取り扱いとして、再発届のみによって可及的速やかに傷病（補償）年金に該当するかどうかの
判断をするなど該当する場合には不必要な休業（補償）給付の請求手続をせずすみ、また、「介護（補
償）給付は受給できなくなる」と不安におびえないですむ対応を検討・実施していただきたい。

2. 介護補償給付の見直しについて

労働者災害補償保険法の第十九条の二で「介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額
は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。」とある。

しかし、介護補償給付額の算出根拠については、同法創設時の平成 7 年 2 月 22 日の国会答弁では労災の介護
補償給付額の算出根拠として「五万六千円につきましては、算定の基礎は、平均的なパートタイマーの賃金の九十
三時間分という額」とある。（第 132 回国会 衆議院 労働委員会 5 回）

即ち、平成 7 年当時のパート 1 時間当たり 602 円がベースとなっている。従って現行のパート 1 時間当たり 9
00～1000 円で見直すことが必要である。

「結論」

現行の常時介護補償給付を 1.5 倍とすること。

●常時介護を要する者

最高限度額	104,290 円	⇒	156,440 円
最低保障額	56,600 円	⇒	84,900 円

●随時介護を要する者

最高限度額	52,150 円	⇒	78,220 円
最低保障額	28,300 円	⇒	42,450 円